

第 6 回都市政策部会以降の修正について

目 次

○福山市からの意見 1

○福山市からの意見

意見	事務局の考え方
<p>① 県民の生命財産に係る「がけレッド等」は、県が指定し、建築制限までかけている区域です。市街化区域は市街化を促進する区域であり、その内にある「がけレッド等」を逆線引きするかどうかは、県がまず基本的な方針を示すべきと考えます。</p>	<p>① 県の土砂災害特別警戒区域を含む災害リスクの高い土地に関する基本方針は次のとおりです。</p> <p>「広島県都市計画制度運用方針（案）」 44 ページ</p> <p>安全・安心に暮らせる都市 <将来像の実現に向けた施策の基本方針> 1 項目目</p> <p>・長期的には、市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなど、安全・安心に暮らせる環境の整備を促進する。</p> <p>なお、基本方針に基づいた運用方策は次のとおりとします。</p> <p>「広島県都市計画制度運用方針（案）」 48 ページ</p> <p>(e) 市街化調整区域への編入</p> <p>「市街化区域内の既成市街地で、災害リスクの高い区域が含まれる場合については、農業上の土地利用などに十分留意しつつ、安全な暮らしを確保していくために、土砂災害特別警戒区域などの指定状況と土地の利用状況などを考慮し、立地適正化計画や各種災害への対策状況などを踏まえつつ、<u>市街化調整区域に編入することを基本的な考え方とし、市町と連携の上、段階的な市街化調整区域への編入の運用</u>について検討する。</p> <p>なお、平成 26 年 8 月豪雨や平成 30 年 7 月豪雨などの激甚化する自然災害の状況を踏まえ、特に、市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域へ編入するなどの検討を行う。」</p>

意見	事務局の考え方
<p>② その上で、市町が地域の実情等を勘案し、それに対する修正案を申し出て、県が都市計画を作成することが、本来のあるべき姿であると考えます。</p>	<p>② 県と市町が連携して次のとおり進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に市街化調整区域に編入する箇所については、①に示す基本方針に基づき、地域の実情を最も把握している市町からの対象箇所の提案を踏まえて、県が都市計画の案を作成します。
<p>③ 県が示されているスケジュールによれば、がけレッド等の逆線引きは、2022年（令和4年）の総合見直しによらず、2026年（令和8年）の随時見直しで行うと聴いています。</p> <p>いつ、土砂災害等が発生するかわからない中、市街化区域の中に存するがけレッド等の決定を2026年（令和8年）まで先延ばしするのではなく、2022年（令和4年）の総合見直しで一体的に実施するべきだと考えます。</p>	<p>③ 市町からの意見を踏まえ、総合見直しの時期は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政主導で、市街化区域内で災害リスクの高い区域を抽出し、市街化調整区域に編入することは、私権に影響することから慎重に検討を行う必要があり、他市町からの意見も踏まえ、予算措置や広報、地元調整等の理由により、令和4年に一体的に実施することが難しい状況にあります。 ・所有者等からの要望や、市町から申し出による場合は、令和4年の総合見直しに向けて都市計画手続きを進めます。 ・早期に災害リスクの高い区域を市街化調整区域に編入できるよう、引き続き、市町と意見交換を重ねながら、取り組みを進めます。

○修正内容

県が「土砂災害特別計画区域等の市街化調整区域への編入方針」を明確に示す。

(当初案)

(e) 市街化調整区域への編入

集約型都市構造に向けた都市づくりを進める上で、「都市基盤施設の整備が行われていない区域」や「人口密度の低下が見込まれる地域」などについては、立地適正化計画の策定による居住誘導などに合わせて、市街化調整区域への編入を検討する。

また、市街化区域内の既成市街地で災害リスクの高い区域が含まれる場合については、農業上の土地利用などに十分留意しつつ、安全な暮らしを確保していくために、土砂災害特別警戒区域などの指定状況と土地の利用状況などを考慮し、立地適正化計画や各種災害への対策状況などを踏まえつつ、(追加) 県内市町と連携の上、段階的な市街化調整区域への編入の運用について検討する。

なお、平成 26 年 8 月豪雨や平成 30 年 7 月豪雨などの激甚化する自然災害の状況を踏まえ、特に、市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域へ編入するなどの検討を行う。



修正

(修正案)

(e) 市街化調整区域への編入

集約型都市構造に向けた都市づくりを進める上で、「都市基盤施設の整備が行われていない区域」や「人口密度の低下が見込まれる地域」などについては、立地適正化計画の策定による居住誘導などに合わせて、市街化調整区域への編入を検討する。

また、市街化区域内の既成市街地で災害リスクの高い区域が含まれる場合については、農業上の土地利用などに十分留意しつつ、安全な暮らしを確保していくために、土砂災害特別警戒区域などの指定状況と土地の利用状況などを考慮し、立地適正化計画や各種災害への対策状況などを踏まえつつ、市街化調整区域へ編入することを基本的な考え方とし、(追加) 県内市町と連携の上、段階的な市街化調整区域への編入の運用について検討する。

(削除)

なお、平成 26 年 8 月豪雨や平成 30 年 7 月豪雨などの激甚化する自然災害の状況を踏まえ、特に、市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域へ編入するなどの検討を行う。